

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

生徒部だより

宮城県小牛田農林高等学校
第7号
平成30年9月3日

自転車レッドカード警告通知数78件 求められる農林生の交通安全マナー！

夏休み中、遠田警察署の交通課の方が来校され、「自転車レッドカード警告結果通知制度に基づく学校別自転車交通安全指導状況(4~6月)」の報告がありました。以下は、その内訳です。

飲酒運転	信号無視	一時不停止	右側通行	歩道通行	無灯火	歩行者に危険を及ぼす違反
0	0	3	2	0	1	59
二人乗り	傘差し	携帯電話通話等	片手運転等	ヘッドホン使用等	合計	
4	0	4	0	5	78	

※歩行者に危険を及ぼす行為・・・自転車通行可の歩道上で、歩行者付近で徐行、一時停止しないなど。

本校生へのレッドカード通知件数は78件でした(昨年は76件)。内訳を見ると、「歩行者に危険を及ぼす違反」が特に目立ち、昨年の49件から59件と10件も増えました。これは、由々しき事態です。交通事故は車やバイクによるものと考えられがちですが、自転車による歩行者への被害の割合は、依然として多い状況が続いており、社会問題になっています。(裏面参照)

「自転車レッドカード」は、取り締まりのためではなく、事故を未然に防止するために注意を促すものです。今後は、学校全体をあげて、交通安全指導に努めていくことを遠田警察署の交通課の方へお伝えしました。生徒一人一人が高い意識を持って交通安全に努めましょう。

宮城県内での集計結果(4~6月) ※小学生, 社会人等を除く

	飲酒運転	信号無視	一時不停止	右側通行	歩道通行	無灯火	歩行者に危険を及ぼす違反	二人乗り	傘差し	携帯電話通話等	片手運転等	ヘッドホン使用等	合計	比率
中学生	0	0	55	26	23	23	379	9	2	17	4	23	566	5.2%
高校生	0	28	365	189	251	199	1,675	133	4	165	19	581	3,641	33.2%
大学生	8	63	92	125	59	286	481	38	23	115	12	570	1,903	17.4%
専門学校生	1	12	33	39	34	95	85	14	14	44	1	189	569	5.2%

高校生の違反が圧倒的に多くなっています。自転車での交通死亡事故の66%は自転車側に非があるそうです。また、下校時などの薄暮時間帯に発生ピークになるようです。これからの時期は、日暮れがますます早まります。自転車利用者も徒歩通学者も、様々な場面で交通安全に気をつけましょう。

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

宮城県内の自転車事故 高校生の死傷者が約2割

8月16日の河北新報によると、県内の自転車事故による死傷者の約2割が高校生のようです。

宮城県内で過去10年間に発生した自転車事故を巡り、高校生が大半を占める10代後半の死傷者割合が全体の20%超で高止まりしていることが、宮城県警のまとめでわかった。(中略) 今年の県内の自転車事故死傷者(7月末時点)の年代別構成は、高校生を含む15~19歳は他の年代より高く、過去10年は22.7~25.3%で推移。登下校中に事故を起こしたり、事故に遭ったりするケースが多いとみられる。県警交通企画課は「小中学生に比べ、自立心が強い高校生への自転車指導は難しいと明かす。」(以下省略) 【河北新報より抜粋】

自転車事故 ~自転車の責任事例~

1 自転車の刑事責任

自転車に関与する事故の場合に自転車の責任として「重過失致死傷罪」が適用されることが多く、その法定刑は「5年以下の懲役または禁固か100万円以下の罰金」です。そのほかに、道路交通法や過失傷害罪が適用されることがあります。

○スマホ運転で死亡事故「すべて自分が悪い」

今年6月、茨城県つくば市で男性がマウンテンバイクにはねられ死亡する事故があり、スマートフォンを見ながら運転していた男子大学生(19)が書類送検されていたことが分かった。警察によると6月25日午後9時前、つくば市の歩道を歩いていた農研機構職員の松田長生さん(62)が正面から走ってきたマウンテンバイクにはねられ、死亡した。捜査関係者への取材で警察が今月2日、マウンテンバイクに乗っていた男子大学生(19)を重過失致死の疑いで書類送検していたことがわかった。男子大学生は今月9日、家庭裁判所に送致されたという。マウンテンバイクにはライトがなかった上、男子大学生はイヤホンをつけ、スマホを見ながら運転していて、男子大学生は遺族に対し「すべて自分が悪いです」と謝罪したという。 【8/24 Yahoo!ニュース】

2 民事上の責任

加害者である自転車の運転手は、自転車事故を起こすと民法第709条の不法行為責任を負います。近年、収入のない中高生が加害者のときは、損害賠償金の支払いが大きな問題となっています。

○無灯火で携帯電話を使用しながら走行し、歩行者に衝突。損害賠償約5,000万円

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に、前方の看護師の女性に気づかないまま衝突、転倒させた。女性は歩行困難となる後遺障害を負い、職も失った。

⇒自転車側が携帯電話に気をとられ、前方に注意を欠いたまま自転車で走行していたことと、転倒と後遺障害との因果関係を認め、女子高校生に約5,000万円の損害賠償額の支払いが命じられた。

【判例：横浜地方裁判所 平成17年12月23日判決】

※ 中高生も責任を負うの？

中高生が自転車事故の加害者になった場合、損害賠償責任について、判例で中学生にも責任能力を認めていることから、当然高校生にも責任能力はあるとされています。したがって、中高生でも賠償金は就職して給料がもらえるようになってから支払うことになります。